

◆ 事業完了後の手続き

区分	実績報告期間	提出書類	
高度化補助金	① 人材育成補助金	事業完了後30日以内 又は補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日まで	(1) 補助金交付変更申請兼実績報告書 (2) 研修が修了されたことを明らかにする書類 (3) 研修の受講に要した費用を明らかにする書類 (4) 研修の実績を明らかにする書類
	② 試作品製造補助金	事業完了後30日以内 又は補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日まで	(1) 補助金交付変更申請兼実績報告書 (2) トライ部品が検品されたことを明らかにする書類 (3) トライ部品の製造に要した経費を明らかにする書類 (4) 取得した設備の保管状況を明らかにする書類

◆ 申請にあたっての注意点

【高度化補助金】

- (1) 製造業の中小企業者とは、「従業員300人以下」又は「資本金3億円以下」の法人をいいます。
- (2) みなし大企業とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- 発行株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

◆ **申請窓口** 制度については、下記窓口にお問い合わせください。

新潟市 経済部 成長産業支援課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL 025-226-1694

FAX 025-228-2277

Mail growing@city.niigata.lg.jp

新潟市成長産業

検索

新潟市航空機産業部品製造技術高度化支援補助金

新潟市内企業者の航空機産業への参入・技術の高度化を支援します。

◆ 対象者

製造業(航空機関連産業)

◆ 対象地域

新潟市全域

◆ 要件

【高度化補助金】

- (1) 航空機産業で新規受注、及び受注拡大をする中小企業 ※みなし大企業は対象外とする
(2) 申請年度内に事業を完了すること

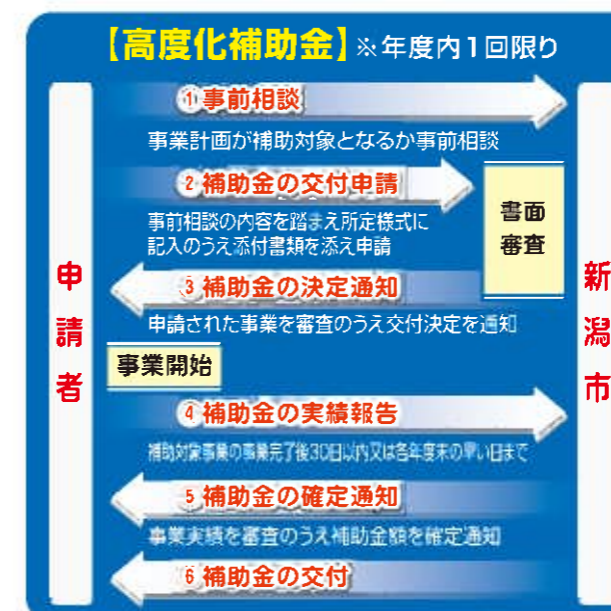
◆ 対象事業

航空機関連産業に関する、以下の事業

	事業内容	補助金の種類
高度化補助金	航空機部品の製造に必要な高度技術を習得するための研修を実施する場合	① 人材育成補助金
	航空機部品の製造に必要な技術水準を計るための試作品(トライ部品)の製造をする場合	② 試作品製造補助金

◆ 手続きの概要

事業に着手する前に補助金対象者としての指定または交付決定を受ける必要があります。申請にあたっては、事前相談が必要となります。詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。



◆各種補助金の概要

区分	補助対象経費	指定又は交付要件	額及び限度額	申請期限	提出書類	
高度化補助金	①人材育成補助金	航空機メーカー等の求める研修の受講に要する経費 (技術指導料)	・市内に工場を有している 中小企業者であること ※ただし、みなし大企業は 除く ・事業に要する経費が 200万円以上であること ・航空機部品製造に向けて 必要性が高くかつ効果的 な研修であること	【国内企業】 ・研修の受講に要する 経費の1/2以内 ・限度額500万円 【海外企業】 ・研修の受講に要する 経費の2/3以内 ・限度額500万円 ※同一海外企業について2回 目以降は1/2以内	事業に着手する 日の前日	(1)補助金交付申請書 (2)事業計画書 (3)法人の登記事項証明書 (4)最新の決算書(写し) (5)暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 (6)研修を受講することを明らかにする書類 (7)研修内容を明らかにする書類(写し) (8)研修の受講に要する経費を明らかにする書類
	②試作品製造補助金	航空機メーカー等の求める トライ部品の製作に要する経費 (材料費・治具・工具)	・市内に工場を有している 中小企業者であること ※ただしみなし大企業は 除く ・事業に要する経費が 200万円以上であること ・航空機部品製造に向けて 必要性が高く、受注の実 現性が高いトライ部品の 製造であること	【国内企業】 ・トライ部品の製造に に要する経費の1/2 以内 ・限度額500万円 【海外企業】 ・トライ部品の製造に要 する経費の2/3以内 ・限度額1,000万円 ※同一海外企業について2回 目以降は1/2以内	事業に着手する 日の前日	(1)補助金交付申請書 (2)事業計画書 (3)法人の登記事項証明書 (4)最新の決算書(写し) (5)暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 (6)トライ部品の製造を依頼されたことを明らか にする書類 (7)トライ部品の仕様(要求事項等)を明らか にする書類 (8)トライ部品の製造に要する経費を明らかに する書類

※平成25年4月1日から新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団ではない旨の誓約書兼同意書の提出をお願いしています。